業務仕様書

1 件名

2024 年度豪州向け遍路旅行商品造成事業委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会(以下「協議会」という。)

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 事業の目的

四国遍路は、ルートや日数、札所や宿泊施設等についての情報が少ないため、現地旅行会社の認知度不足等により旅行商品は乏しい状況にあるが、近年、海外メディアで取り上げられるほか、SNS等での情報拡散により欧米豪インバウンドから注目を集めており、インバウンド誘客の有望なコンテンツである。

そのため、広島県を多く訪れる欧米豪のうち、旅行日数が長く、トレッキングなどアウトドアも盛んで、歴史・文化体験等への関心も高い豪州インバウンドの誘客を目的に、豪州旅行会社への遍路に係る認知度向上と旅行商品造成を促進するものである。

5 業務の内容

●FAMツアーの実施

愛媛県内において、豪州旅行会社を招請したファムツアーを実施し、実際の旅行商品造成に必要なルートや遍路道、札所や宿泊施設等における知識を深める。

<留意事項>

- ・招請する豪州の旅行会社は、2社を目安とし、遍路に興味があると思われる客層を顧客に持ち、商品造成に意欲が高いと見込まれる旅行会社を選定すること。
- ・ツアーの日程は3泊4日(県内)を目安とし、遍路道の徒歩移動に支障のない季節と する(2~3月を想定)。
- ・豪州インバウンドにとって魅力的と思われる県内 10 箇所程度の札所を訪れることと する。
- ・遠距離となる札所間の移動は車を利用するが、豪州インバウンドにとって魅力的と思われる遍路道は徒歩で移動するなど、より具体的な旅行商品造成に繋がる行程とする。
- ・招請費用の中には、宿泊費や食費、移動費(航空券やバス代)、体験費用(入場料等) も含まれるものとする。

6 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 再委託の可否

・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部

を他者に再委託することができるものとする。

• 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を 遵守しなければならない。
- 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関す る適切な体制を確保すること。

9 著作権等の取扱い

- 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物 等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対 応する。

10 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- 実績報告書:紙1部(カラー)及び電子データ(電磁的記録媒体は任意)
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等
- ※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

11 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求 めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、 作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の 内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。